

内閣参質一四〇第一一〇号

平成九年六月十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員上田耕一郎君外一名提出古紙価格の大暴落への対策と古紙リサイクルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君外一名提出古紙価格の大暴落への対策と古紙リサイクルに関する質問
に対する答弁書

一について

平成三年から平成八年までの我が国の紙・板紙の輸入量及びそれぞれの国別の内訳については別表第一、第二、第三のとおりである。また、そのうちの新聞用紙、印刷・情報用紙、包装用紙の量については別表第四、第五、第六のとおりである。

二について

平成三年から平成八年までの我が国の紙・板紙の生産量は別表第七のとおりである。また、そのうちの新聞用紙、印刷・情報用紙、包装用紙の量及び古紙投入量については別表第八のとおりである。

三について

政府が紙の輸入制限を行い、輸入量を削減することは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）における千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）第三条の「内国民待遇の原則」に反することとなり、政府としては、このような措置を採るつもりはない。

四について

古紙利用率が微増にとどまっている要因としては、省包装化等により古紙を多く利用している板紙製品の生産量が伸び悩んだこと、紙の利用者の古紙利用製品の購入量が伸び悩んだことなどが考えられる。

通商産業省としては、再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「再生資源促進法」という。）第十条の規定に基づく紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十三号。以下「リサイクル五十六計画」という。）で定めた目標を達成するため、古紙利用促進のための啓発普及事業等に対する補助金の交付や再生紙を製造するための一部設備に対する特別償却を認めるなどの支援を講じているところである。

五について

我が国の古紙利用率は世界的にも最高水準にあるが、更に古紙利用率を向上させるため、古紙の使用量を拡大することは重要であると考えており、通商産業省としても、古紙利用率の目標、古紙の利用設備の整備、技術の向上、古紙利用計画等を定めたりリサイクル五十六計画を制定したところである。

六について

古紙の価格は市場において決定されるべきものであり、政府が市場に対して介入し、価格維持などを行うことは適切ではないと考える。

七について

現在、教科書においては表紙や口絵などに再生紙が使用されている。さらに、環境教育の推進の観点から、本文用紙も含めた教科書への再生紙全面使用について、関係業界に対して積極的に取り組むよう要請しているところである。

八について

古紙利用を更に促進することは重要であると認識しており、政府としても、再生資源促進法を踏まえ、再生紙の普及啓発事業への支援等を行っているところである。しかしながら、御指摘のような規制等は紙の利用者の自由な選択への介入となることから慎重な検討を要する。

九及び十について

古紙余剰対策としては、古紙の製紙原料以外への利用を促進することも重要であると考えており、アスファルトに古紙を混入させた場合の耐久性等の効果の検証等を行うなどの研究開発に対して支援を行って

いるところである。これらの研究成果が普及すれば、年間数十万トンの古紙の利用量になるものと期待しており、今後は、研究開発成果の普及促進を強化していくこととしている。

別表第一 紙・板紙の国別輸入量の推移

年	全	体	米	国	カ	ナ	ダ	フィンランド	台	湾
平成三年	一、〇七六		四九五		二〇一		一七三			八〇
平成四年	一、〇四五		五二四		二六五		一二五			三五
平成五年	一、〇八五		五〇四		二九二		一六〇			二一
平成六年	一、一七四		五〇二		二八四		二二七			二一
平成七年	一、二六三		五四一		三二四		二二五			三八
平成八年	一、五五九		五七二		三二六		三〇一			八八

(注) 一 本データは、大蔵省「貿易統計」からの抜粋である。

二 輸入量の単位は、千トンである。

三 国別輸入量については、平成八年における上位四か国を記載している。

別表第二 紙の国別輸入量の推移

年	全	体	米	国	カ	ナ	ダ	フィンランド	オーストリア
平成三年	七五一	三二一	一七四	一六六	三				
平成四年	七七〇	三四三	二四四	一一六	二				
平成五年	八六九	三七二	二七三	一五〇	二				
平成六年	九五二	三七三	二六〇	二二五	二				
平成七年	一、〇五八	四一九	二九三	二〇三	四				
平成八年	一、三二八	四六五	二九八	二九一	三五				

(注) 一 本データは、大蔵省「貿易統計」からの抜粋である。

二 輸入量の単位は、千トンである。

三 国別輸入量については、平成八年における上位四か国を記載している。

別表第三 板紙の国別輸入量の推移

年	全	体	米	国	台	湾	カ	ナ	ダ	フィンランド
平成三年	三三五		一八四		六九		二七		七	
平成四年	二七五		一八一		三〇		二二		九	
平成五年	二二六		一三三		一七		一九		〇	
平成六年	二三二		一二九		一七		二四		二	
平成七年	二〇五		一二二		三三		二一		二	
平成八年	二四一		一〇七		七六		一八		〇	

(注) 一 本データは、大蔵省「貿易統計」からの抜粋である。

二 輸入量の単位は、千トンである。

三 国別輸入量については、平成八年における上位四か国を記載している。

別表第四 新聞用紙の国別輸入量の推移

年	全	体	米	国	カ	ナ	ダ	フィンランド	スウェーデン
平成三年	四六一		二六二		一五八			二二	一八
平成四年	五四四		二八二		二三三			一八	一〇
平成五年	五五〇		二七二		二四八			一六	一四
平成六年	五三六		二六五		二三二			二五	一二
平成七年	五八〇		二八五		二五八			二二	一三
平成八年	六三八		三三九		二六八			二四	一七

(注) 一 本データは、大蔵省「貿易統計」からの抜粋である。

二 輸入量の単位は、千トンである。

三 国別輸入量については、平成八年における上位四か国を記載している。

別表第五 印刷・情報用紙の国別輸入量の推移

年	全	体	フィンランド	米	国	オーストリア	フランス
平成三年	一三三六	一四四	三一	三	〇		
平成四年	一八一	九八	四五	二	一		
平成五年	二七〇	一三二	八六	二	一		
平成六年	三六〇	一八七	八九	二	一九		
平成七年	四二〇	一七七	一一四	三	九		
平成八年	六二六	二六五	一一六	三五	二八		

(注) 一 本データは、大蔵省「貿易統計」からの抜粋である。

二 輸入量の単位は、千トンである。

三 国別輸入量については、平成八年における上位四か国を記載している。

別表第六 包装用紙の国別輸入量の推移

年	全	体	米	国	カ	ナ	ダ	ス	ウ	エ	ー	デ	ン	ド	イ	ツ
平成三年	二五	一四	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
平成四年	二三	一三	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
平成五年	二二	一二	八	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
平成六年	二五	一五	八	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
平成七年	二七	一六	八	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
平成八年	二五	一六	七	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(注) 一 本データは、大蔵省「貿易統計」からの抜粋である。

二 輸入量の単位は、千トンである。

三 国別輸入量については、平成八年における上位四か国を記載している。

別表第七 紙・板紙の生産量の推移

年	全 体	紙	板 紙
平成三年	二九、〇六八	一七、〇四八	一二、〇二〇
平成四年	二八、三二〇	一六、五九二	一一、七二八
平成五年	二七、七六六	一六、二〇七	一一、五五九
平成六年	二八、五一九	一六、六〇三	一一、九一六
平成七年	二九、六五九	一七、四六六	一二、一九三
平成八年	三〇、〇二二	一七、七六七	一二、二四五

(注) 一 本データは、通商産業省「紙・パルプ統計」からの抜粋である。

二 生産量の単位は、千トンである。

別表第八 新聞用紙、印刷・情報用紙、包装用紙の生産量の推移

年	新聞用紙	印刷・情報用紙	包装用紙
平成三年	三、五一六（一、六九七）	九、七三〇（一、五八五）	一、一七七（七）
平成四年	三、二五三（一、五九二）	九、六一〇（一、五四八）	一、一一〇（三〇）
平成五年	二、九一七（一、四五五）	九、五一六（一、六〇四）	一、〇七六（三九）
平成六年	二、九七二（一、四八六）	九、八〇四（一、七二五）	一、〇六七（四一）
平成七年	三、〇九八（一、五五三）	一〇、五六五（一、八六八）	一、〇八九（六一）
平成八年	三、一四〇（一、五八九）	一〇、七九二（一、〇一三）	一、〇八六（五八）

（注）一 本データは、通商産業省「紙・パルプ統計」からの抜粋である。

二 （ ）内の数値は古紙投入量であり、通商産業省「紙・パルプ統計」及び（財）古紙再生促進センター調査のデータに基づく推計値である。

三 生産量及び古紙投入量の単位は、千トンである。